

○振動規制法の特設施設と管理者法の資格の関係

施行令別表第1		施設の区分	規 模 要 件	選任すべき有資格者	
1	金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		振動又は騒音・振動 2941 キロニュートン以上	
		ロ 機械プレス		振動又は騒音・振動 980 キロニュートン以上	
		ハ セン断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。	管理者法上は適用外	
		ニ 鍛造機		振動又は騒音・振動 重量1トン以上のハンマー	
		ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）	管理者法上は適用外	
2	圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。	管理者法上は適用外	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。		
4	織機（原動機を用いるものに限る。）				
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。		
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。		
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー			
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。		
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。		
9	合成樹脂用射出成形機				
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）				